

NP光

NP光利用規約

「NP光」重要事項説明書

1. サービス名称

NP光(以下、「本サービス」といいます)

2. サービス提供者

株式会社サポートライン(以下、「当社」といいます)

3. サービスに関する約款及び規約

本サービスは当社の定める「NP光サービス契約約款」に基づいて提供致します。その他キャンペーンにつきましては、当社ホームページにてご確認ください。

4. 各種約款、規程

本サービスの内容、提供条件、その他詳細は当社ホームページに掲載致します。最新の各種約款、規約にてご確認ください。

5. サービスについて

本サービスは東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」といいます)または、西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」といいます)から卸電気通信役務の提供を受け当社が提供する、光電気通信網を用いた光回線提供サービスです。

新規に申し込みを行うことにより、または NTT 東日本・NTT 西日本が提供する下記の FTTH アクセス回線提供サービスをすでに利用されているお客様が、当社の FTTH アクセス回線へと契約を切り替えた(以下「転用」といいます)上で申し込みを行うことにより利用できるサービスです。

6. お申込みについて

当社が提供する戸建住宅向けの FTTH アクセス回線	当社が提供する集合住宅向けの FTTH アクセス回線
NTT 東日本、NTT 西日本が提供する下記の FTTH アクセス回線提供サービスに相当します	NTT 東日本、NTT 西日本が提供する下記の FTTH アクセス回線提供サービスに相当します
*フレッツ 光クロス *フレッツ 光ネクスト ギガファミリー・スマートタイプ *フレッツ 光ネクスト ファミリー・ギガラインタイプ *フレッツ 光ネクスト ファミリー・スーパーハイスピードタイプ 集 *フレッツ 光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ *フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ	*フレッツ 光ネクスト ギガマンション・スマートタイプ *フレッツ 光ネクスト マンション・ギガラインタイプ *フレッツ 光ネクスト マンション・スーパーハイスピードタイプ 集 *フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ *フレッツ 光ネクスト マンションタイプ

お申込みにあたり、お客様のご利用場所が本サービスの対応エリアである事をご確認ください。お

客様のお申込み情報は「ご契約内容確認書」の「ご契約形態」をご確認ください。

※NTT 東日本、NTT 西日本の設備状況により本サービスのご利用をお待ちいただく場合があります。

※当社が定める期日までに光回線の敷設ができなかった場合、当社は本サービスのお申込みを取り消しさせていただきます場合があります。

7. 通信速度について

当社が提供する本サービスの最大通信速度は以下の通りです。

当社が提供する提供サービス名	NTT 東日本、NTT 西日本が提供するFTTH アクセス回線提供サービス名	通信速度
NP光	フレッツ 光クロス	最大概ね 10Gbps
	フレッツ 光ネクスト ギガファミリー・スマートタイプ フレッツ 光ネクスト ファミリー・ギガラインタイプ フレッツ 光ネクスト ファミリー・スーパーハイスピードタイプ 集 フレッツ 光ネクスト ギガマンション・スマートタイプ フレッツ 光ネクスト マンション・ギガラインタイプ フレッツ 光ネクスト マンション・スーパーハイスピードタイプ 集	最大概ね 1Gbps
	フレッツ 光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ	下り最大 200Mbps 上り最大 100Mbps
	フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ フレッツ 光ネクスト マンションタイプ	最大100Mbps
	ひかり電話ネクスト	-

※100Mbps を超える通信速度でご利用いただくためには、1Gbps の通信速度に対応した環境が必要となります。

※本サービスは、ベストエフォート方式のサービスです。通信速度は理論上の最高値であり、その高速性、常時接続性に関し保証するものではありません。

※天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合、当社は通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。

※光クロスについて、有線をご利用いただく場合の推奨 LAN 環境は、LAN ポートが 10GBASE-T かつ LAN ケーブルがカテゴリ 6a 以上です。

※ひかり電話ネクストとは、「フレッツ光」の契約なく、ひかり電話ネクストの契約だけでご利用いただける光ファイバーを利用した IP 電話サービスです。インターネットには接続できませんが、「フレッツ・テレビ伝送サービス」と「テレビ視聴サービス(スカパーJSAT(株)提供)」を契約して地デジ・BS が視聴できるなど、各種オプションをご利用いただけます。通話料金は「ひかり電話」と同様で全国一律料金で利用可能です(データコネクト利用時を除く)

8. 工事について

本サービスをご利用いただく場合、光ファイバーをお客様の建物に引き込む工事が必要となります。そのため、賃貸住宅等、当該建造物の所有者がお客様と異なる場合、あらかじめ建物の所有者の承諾が必要です。当社は工事の実施に基づくトラブルに関し、一切責任を負いません。開通工事はお客様の環境により、お立会いが必要な場合があります。

※ 本サービス開通工事日程は「ご契約内容確認書」の「開通予定日」をご確認ください。場合によりご希望日時に工事ができない場合があります。

※ 光ケーブルの引き込み方法およびご提供プランに関し、お客様のご希望に添えない場合があります。

※ 宅内工事において、既設設備が利用できない等やむをえない場合に限り、外壁に穴あけ・貫通等の施工を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。実際の施工内容は工事当日にご案内致します。

9. 料金について

毎月必要とされる費用は、お申込みいただいたご契約プランの月額利用料です。お申込み時には、別途工事費と事務手数料がかかります。

初期工事費等は、(当社規定に則り)お申込み時に一括、もしくは分割でのご請求となります。

本サービスの利用開始日が属する月の月額費用は日割りでのご請求となります。

【初期費用一覧】
・契約手数料

新規申込みの場合	3,300円(税込)	転用申込みの場合	3,300円(税込)
----------	------------	----------	------------

【月額費用】

※解約時期によって、解約事違約金が発生します。

プラン名	形態	ご利用期間	月額利用料	解約違約金
NP光	クロス(東)	2年	6,820円(税込)	6,820円(税込)
	クロス(西)		7,315円(税込)	7,315円(税込)
NP光	ファミリー		6,050円(税込)	6,050円(税込)
	マンション		4,785円(税込)	4,785円(税込)

10. ご利用期間について

ご利用開始日	ご利用期間
【新たに本サービスへご加入されたお客様】…本サービスの開通日	24ヶ月(24ヶ月ごとの自動更新)

利用開始日から月末日までを1ヶ月目とし、利用開始月から24ヶ月目を満了月とします。
更新月の間に、本サービスの解約のお申し出が無い場合は、24ヶ月単位のご利用期間にて自動更新となります。
※利用期間内にお客様のご都合により本サービスを解約された場合は、上記解約違約金をお支払いいただきます。

	請求方法
本サービス利用料	当社からのご請求となります。 お支払い方法は、口座振替・クレジットカード・一般請求(主にコンビニ決済)のいずれかの方法となります。 一般請求の場合は、帳票発行手数料として330円(税込)/回を加算させていただきます。

11. 料金のお支払い方法について

料金のお支払い方法、請求内容等はご契約内容により異なります。詳しくは、弊社もしくはご契約のプロバイダ等の請求書をご覧ください

12. 撤去工事について

- ・光ファイバー回線等の撤去工事が必要な場合は、当社からの契約の解約についてのご連絡の際に当該光ファイバー回線等を取り外すため、工事日の調整をさせていただき、当該工事日に「回線終端装置」の取り外しなどを行いますのでお客様ご自身で「回線終端装置」を取り外したり、廃棄したりしないようお願い致します。
- ・回線終端装置に接続されているファイバーケーブルを取り外して、断芯箇所に触れたりのぞき込んだりするのは大変危険ですとおやめください。
- ・回線撤去工事費がかかる場合がございます。
- ・引越し等に伴いご契約内容を変更される場合は、移転前にご利用機器の撤去が必要です。お時間に余裕をもってのお手続きをお願い致します。

<機器の返却について>

- ・撤去工事の必要がない場合は、お客様ご自身で「回線終端装置」等の設置機器をご返却ください。解約手続き後、当該機器の設置場所住所に機器回収キットをお送りしますので、お手元に届きましたら、ご案内に従って返却手配をお願い致します。
- ・返却いただけない場合、ご利用期間に応じた耐用年数等を考慮した損害賠償をご請求させていただきます。
- ・撤去工事を行う場合は工事業者が当該機器を回収しますので、お客様自身でご返却いただく必要はございません。

13. 転用申込みに伴う注意事項について

- ・NTT 西日本の提供する「セキュリティ対策ツール」をご利用中で、NTT 西日本が提供する既設の光回線から転用のお申込みをされるお客様は、転用に伴い「セキュリティ対策ツール」の無料での利用ができなくなります。継続利用をご希望のお客様はNTT 西日本にお問合せください。
- ・NTT 東日本、NTT 西日本が提供するフレッツ・テレビにおける「スカパーJSAT 施設利用サービス」は、NP光テレビへの転用後も、引き続きスカパーJSAT 株式会社とのご契約となります。なお「NP光テレビ伝送サービス」は、転用日の当月利用料分は日割をせずに月額利用料を NTT 東日本、NTT 西日本からお客様にご請求致します。
- ・転用に伴い、NTT 東日本の提供する「フレッツ光メンバーズクラブ」、NTT 西日本の提供する「CLUB NTT-West」は解約となり、それぞれのポイントは失効となります。
- ・転用後、本サービスから他事業者(NTT 東日本、NTT 西日本を含む)の光回線へ再度転用することはできません。他事業者の光回線の利用を希望されるお客様は、本サービスを解約し、新規に光回線をお申込みいただく必要があります。
- ・NTT 東日本エリアで、フレッツ光初期工事費を分割払い期間中のお客様は、フレッツ光初期工事費の残債相当額を引き続き、分割にて当社にお支払いいただきます。フレッツ光初期工事費分割払い期間中に NP光各プランをご解約された場合には、解約時に残債相当額を当社に一括でお支払いいただきます。
- ・NTT 西日本エリアで、フレッツ光初期工事割引をご利用のお客様は、ご利用開始から2年以内に各プランを解約された場合は、フレッツ光ご利用開始からの期間に応じ、発生する解約違約金を当社に一括でお支払いいただきます。(ご利用開始月を1ヶ月目として15ヶ月以内に解約された場合、16ヶ月目～24ヶ月以内に解約された場合(24ヶ月目の末日を除く)と異なります。金額は、フレッツ光のご利用プランによって異なります。)
- ・転用に伴い、当社またはNTT 東日本、NTT 西日本の提供するオプションサービスについて、利用条件が変更となる場合、またはサービスの全部もしくは一部がご利用いただけなくなる場合がありますのでご注意ください。

14. ひかり電話について

ひかり電話のサービス内容についてご説明致します。お申込み契約プランにつきましては、同封の「ご契約内容確認書」をご確認ください。

【月額費用】

ご契約プラン	月額利用料金(税込)
ひかり電話	550円(税込)
ひかり電話 A	1,650円(税込)
ひかり電話ネクスト基本プラン	4,015円(税込)
ひかり電話ネクストエースプラン	5,115円(税込)

※別途ご利用の通話料が加算されます。NP光でご利用いただく通話料については、NTT 東日本、NTT 西日本からのデータを使用して料金計算を行う為、回線使用料の請求月と異なる場合がありますのでご注意ください

15. プロバイダ契約について

本サービスはプロバイダ契約がセットになったサービスですので、個別の契約や変更は出来かねますのでご注意ください。

16. キャンセル・解約について

キャンセルについて

キャンセルの定義	契約成立日より前の申し込み解除は「キャンセル」とし、月額利用料金／解約事務手数料は発生致しません。
キャンセル方法	ご本人様以外対応不可。下記お問合せ先までご連絡ください。 工事予定日(転用予定日)の 5 日前までにご連絡ください。 (例:20 日が工事予定日の場合、-5 日の 15 日まで。)

※ 契約成立日＝工事日(もしくは転用日)

※ 転用実施前までのお申し込みのキャンセルは、原則無料にてお手続き致します。

※ 工事予定日(転用予定日)の 5 日前を過ぎると、工事費など発生する場合がございます。また、新規お申し込みで「無派遣工事」の場合、転用お申込の場合、工事予定日(転用予定日)の 2 営業日前を過ぎるとキャンセルできない場合もございますので、ご注意ください。

解約について

※ 光回線を解約した場合、全てのオプションサービスが自動的に解約となりますので、ご注意ください。

解約の定義	契約成立日後の契約解除については「解約」とします。 月額利用料金／解約事務手数料の請求を行います。
解約方法	ご本人様以外対応不可。下記お問合せ先までご連絡ください。

17. プランの変更、オプションサービスの追加、移転、ご解約、その他手続きについて本サービスのプランの変更、オプションサービスの追加、移転、解約、その他手続きに関しては、下記連絡先までお問合せください。

- ・ お問合せ先 :株式会社サポートライン
- ・ TEL :050-5050-0144 営業時間/10時-17時 ※土・日・祝日除く

※ 記載内容は令和 5 年 6 月 1 日現在のものです。※記載の価格は税込表記です。

一部かけられない番号があります	お話中調べ、ダイヤル Q2、コレクトコールなど一部かけられない番号があります。 電気通信事業者を指定した発信(0036 や 0033 など)はできません。 一部電話機、FAX などに搭載されている「固定電話から携帯電話への通話サービスに対応した機能」、「ACR 機能」が動作中の場合、発信が出来なくなる場合があります。
停電時はご利用できません	停電時は、緊急通報を含む通話が出来ません。緊急通報番号(110/119/118)へダイヤルした場合、発信者番号の通知の通常通知・非通知にかかわらずご契約者の住所・氏名・電話番号を接続相手先(警察/消防/海上保安)に通知します。(一部の消防を除く)
一部ご利用できない電話機などがあります	SDN 対応、緊急通報機能を備えた福祉用電話機はご利用いただけません。 FAX は G3 モードのみご利用いただけます。 ※G4 モード等のデジタル通信モードではご利用いただけません。
一部ご利用できないサービスがあります	加入電話などでご利用いただける一部サービスが、ご利用いただけない場合がございます。 ひかり電話サービスでご利用いただけるサービスは当社ホームページでご確認ください。

「NP光」利用規約

第1章 総則

第1条(約款の適用)

株式会社サポートライン(以下、「当社」といいます。))は、この NP光契約約款(以下、「約款」といいます。))を定め、これにより NP光(以下、「本サービス」といいます。))を提供します。本サービスの利用については、約款およびその他の個別規定ならびに追加規定(以下、「個別規定等」といいます。))が適用されます。なお、約款と個別規定等との間に齟齬が生じた場合、個別規定等が約款に優先して適用されるものとします。

第2条(約款の変更)

1. 当社は、この約款を変更する場合があります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の約款によるものとします。
2. 約款の変更、本サービスに関する事項その他の重要事項等の契約者に対する通知は、当社の判断により以下のいずれかの方法で行うものとします。
 - (1) 本サービスの画面上または当社ホームページ上に掲載することにより行います。この場合、掲載されたときをもって、全ての契約者に対し通知が完了したものとみなします。
 - (2) 本サービス利用契約申し込みの際、またはその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛への電子メールの送信により行います。この場合、当社が契約者へ電子メールを送信したときをもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
 - (3) 本サービス利用契約申し込みの際、またはその後に当社に届け出た契約者の住所宛への郵送により行います。この場合、郵便物を契約者の住所に発送したときをもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
 - (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合、当該通知の中で当社が指定したときをもって、当該通知が完了したものとみなします。

第3条(用語の定義)

約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 電気通信設備: 電気通信を行うための機械、器具、線路その他電氣的設備
- (2) 電気通信サービス: 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
- (3) IP 通信網: 主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
- (4) NP光(本サービス): IP 通信網を使用して当社が行う電気通信サービス
- (5) 取扱所交換設備: 特定事業者の事業所等に設置される本サービス提供に係る交換設備(その交換設備に接続される設備等を含みます。)
- (6) 申込者: 本サービス利用契約の申し込みをした者
- (7) 契約者: 当社と本サービス利用契約を締結した者
- (8) 契約者回線: 本サービス利用契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
- (9) 回線終端装置: 契約者回線の終端の場所に当社または特定事業者が設置する装置(端末設備を除きます。)
- (10) 端末設備電気通信回線: 設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。))または同一の建物内にあるもの
- (11) 自営端末設備: 契約者が設置する端末設備
- (12) 自営電気通信設備: 電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
- (13) 特定事業者: 東日本電信電話株式会社と西日本電信電話株式会社のいずれか又は両方
- (14) フレッツ光: 東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社が IP 通信網サービス契約約款に基づき提供する光ファイバーを用いた電気通信サービス
- (15) 転用: フレッツ光利用者が現に利用しているフレッツ光から当社の提供する NP光に移行すること
- (16) 技術基準等: 端末設備等規則(昭和 60 年郵政省令第 31 号)および端末設備等の接続の技術的条件
- (17) 消費税相当額: 消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)および同法に関する法令の定めに基づき課税される消費税の額ならびに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)および同法に関する法令の定めに基づき課税される地方消費税の合計額

第2章 契約

第4条(契約の成立)

1. 本サービス利用契約は、利用希望者が約款に同意したうえで当社の

別途定める手続きに従い本サービス利用契約申し込みをし、当社が当該申込者を利用者として登録した時点をもって成立するものとします。

2. サービス開始日は当社による回線工事完了後、当社が別途定める日とし、当社はサービス開始日を当社が適当と認める方法で契約者に通知するものとします。

第5条(契約の単位)

当社は、1 の回線収容部または1の利用回線ごとに1の本サービス利用契約を締結します。

第6条(本サービスの提供区域)

本サービスは、NTT 東日本または NTT 西日本の FTTH サービス区域内において提供します。

第7条(契約申し込みの承諾)

1. 当社は、本サービス利用契約の申し込みを承諾するときは、第2条(約款の変更)に基づき契約申込者に通知します。
2. 当社は、次の各号の一に該当する場合には、本サービス利用契約の申し込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービス利用契約の申し込みをした者が、その本サービスに係る利用回線の契約を締結している者と同一の者とならない場合。
 - (2) 本サービスを提供することまたは保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (3) 本サービス利用契約の申し込みをした者が本サービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - (4) 第39条(利用に係る契約者の義務)の定め違反する恐れがあるとき。
 - (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第8条(契約の変更)

1. 契約者は、当社が別に定めるところにより、本サービスの品目の変更の請求をすることができます。
2. 当社は前項の請求があったときは、第7条(契約申し込みの承諾)の定めに基づき取り扱います。

第9条(契約者回線の移転)

1. 契約者は、第6条(本サービスの提供区域)に定める区域内に限り、契約者回線の移転を請求することができます。
2. 当社は前項の請求があったときは、第7条(契約申し込みの承諾)の定めに基づき取り扱います。

第10条(契約者の氏名等の変更)

1. 契約者は、本サービス利用契約の申し込みの際当社に通知した情報に変更がある場合は、当社所定の方法により、遅滞なく当社に届け出るものとします。
2. 契約者は、婚姻による姓の変更等、当社が承諾した場合を除き、当社に届け出た氏名を変更することはできないものとします。
3. 契約者が契約内容の変更を申し出た場合、当社は、契約者に対しその申し出に関する事実を証明する書類の提示を求めることがあります。
4. 契約者による前各項の届け出がなかったことで、契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。
5. 契約者死亡に伴い契約者名義を変更する場合原則として契約者死亡時より半年以内のお申し出が必要となります。

第11条(契約者の地位の承継)

1. 相続または法人の合併もしくは分割により、契約者の地位の承継があったときは、相続人または契約者の地位を承継した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、当社に届け出ていただきます。
2. 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
3. 当社は、前項の定めによる代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

第12条(権利の譲渡等禁止)

契約者は、当社の承諾なく契約者として有する権利の第三者への譲渡、使用許諾、売却または契約者として有する権利に対する質権の設定等担保に供する行為を行ってはならないものとします。

第13条(契約者が行う本サービス利用契約の解除)

契約者は、あらかじめ当社に当社所定の手続きにより通知して、本サービス利用契約を解除することができます。

第 14 条(当社が行う本サービス利用契約の解除)

1. 当社は、次の場合には、本サービス利用契約を解除することがあります。
 - (1) 第 19 条(利用停止)の定めにより本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (2) 当社が別に定める契約者回線等について、他の電気通信回線設備に空きがない場合等の理由により回線収容替え(契約者回線等に係る伝送路設備を当社が指定する他の伝送路設備に変更することをいいます。以下同じとします。)を行うことができないとき。
 - (3) 契約者の名義変更、地位の承継があったとき。
 - (4) 当社が定める期日までに工事を完了できないとき。
 - (5) 契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実確認したとき。
2. 当社は、契約者が第 19 条(利用停止)第 1 項各号のいずれかに該当する場合で、かつ、その事実が当社の業務遂行に著しい支障を及ぼすと当社が認めた場合は、第 19 条(利用停止)の定めにかかわらず、契約者回線等の利用停止をしないで本サービス利用契約を解除することがあります。
3. 当社は、契約者において、破産、民事再生または会社更生の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったときは、本サービス利用契約を解除することがあります。
4. 当社は、前 3 項の定めにより本サービス利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
5. 本条第 1 項乃至第 3 項の定めに従って本サービス利用契約が解除された場合に契約者に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとし、契約者はこれを承諾します。
6. 本条第 1 項乃至第 3 項の解除にあたり、契約者の所有または占有する敷地、家屋または構築物等の復旧に要する費用は、契約者に負担していただきます。
7. 本条第 1 項乃至第 3 項の定めにより、本サービス利用契約を解除された場合でも、契約者は、別紙 1 料金表に定める工事費の支払いを要します。

第 3 章 端末設備

第 15 条(端末設備の提供)

当社は、契約者から請求があったときは、別紙 1 料金表に定めるところにより、端末設備を提供いたします。ただし、端末設備の提供が技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等、当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

第 16 条(端末設備の移転)

当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

第 17 条(端末設備の返還)

当社から端末設備の提供を受ける契約者は、次の場合には、その端末設備を特定事業者が指定する場所へ速やかに返還していただきます。

- (1) 本サービス契約の解除があったとき。
- (2) 当社の端末設備を廃止したとき。
- (3) その他本サービス利用契約の内容の変更に伴い、端末設備を利用しなくなったとき。

第 4 章 利用中止等

第 18 条(利用中止)

1. 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守上または工用上または本サービスの品質確保のためやむを得ないとき。
 - (2) 第 21 条(通信利用の制限等)の定めにより、本サービスの利用を中止するとき。
 - (3) 当社が別に定める契約者回線等について回線収容替え工事を行うとき。
2. 当社は、前項の定めにより本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ当社が適当と認める方法により契約者に周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 19 条(利用停止)

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その契約者回線等の利用を停止することがあります。
 - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、第 29 条(債権の譲渡および譲受)の定めにより同条に定める事業者に譲渡することとなった場合は、その事業者を支払わないときとします)。
 - (2) 当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービス契約

のサービスの料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

- (3) 第 39 条(利用に係る契約者の義務)の定め違反したとき。
 - (4) 当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (5) 契約者回線等に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を契約者回線等から取り外さなかったとき。
 - (6) 前各号のほか、約款の定め違反する行為であって本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼしたまたは及ぼすおそれがある行為をしたとき。
2. 当社は、前項の定めにより契約者回線等の利用停止をしようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、本条第 1 項第 2 号により、本サービスの利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 20 条(契約者回線の提供ができなくなった場合の措置)

1. 当社は、当社および契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合は、契約者からその契約者回線等の利用の一時中断の請求があったときを除き、本サービス利用契約を解除することがあります。
2. 当社は、前項の定めにより、本サービス利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。

第 5 章 通信

第 21 条(通信利用の制限等)

1. 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約者回線等の利用を制限することがあります。
2. 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
3. 前各項の定めによる場合のほか、当社は、通信が著しく輻輳するとき、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
4. 当社は、1 の通信について、その通信時間が一定時間を超えるとき、またはその通信容量が一定容量を超えるときは、その通信を制限、もしくは切断することがあります。
5. 当社は、契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換(P2P)アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信について速度や通信量を制限することがあります。
6. 契約者は当社に対し、通信時間等が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。
7. 当社は、本条に定める通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

第 6 章 料金等

第 22 条(料金および工事等に関する費用)

1. 当社が提供する本サービス料金は、利用料金、手続きに関する料金等とし、別紙 1 料金表に定めるところによります。
2. 当社が提供する本サービスの工事に関する費用は、工事費とし、別紙 1 料金表に定めるところによります。
3. 当社が貸与した端末設備を紛失、破損した場合およびその他の理由により端末設備を当社に返却しない場合の機器損害金は、別紙 1 料金表に定めるところによります。

第 23 条(利用料金等の支払い義務)

1. 契約者は、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本サービス利用契約の終了日までの期間について、別紙 1 料金表に定める利用料金の支払いを要します。
2. 第 19 条(利用停止)の定めにより、利用の一時中断または利用停止があったときでも、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
3. 契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料金を支払っていただきます。

区分	支払いをしない場合
契約者の責めによらない理由により、本サービスが全く利用できない状態が生じた場合、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以降その状態が継続した場合	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります)について24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての利用料金
当社の故意または重大な過失により本サービスを全く利用できない状態が生じたとき	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその本サービスについての料金

第24条(工事費の支払い義務)

1. 契約者は、契約の申込みまたは工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、料金表に定める工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除またはその工事の請求の取消し(以下、この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
2. 工事の着手後に解除等があった場合は、前項の定めにかかわらず、契約者は、別紙1料金表に定める工事費を支払っていただきます。

第25条(手続きに関する料金の支払義務)

契約者は、本サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙1料金表に定める手続きに関する料金を支払っていただきます。

第26条(料金の計算方法等)

料金の計算方法ならびに料金および工事に関する費用の支払方法は、別紙1料金表に定めるところによります。

第27条(割増金)

契約者は、料金または工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

第28条(延滞利息)

契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合(閏年も365日として計算するものとします。)で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第29条(債権の譲渡および譲受)

1. 契約者は、月額利用料等本サービスまたはその他当社が契約者に対して有する債権を当社が指定する譲渡先に譲渡することをあらかじめ承認するものとします。この場合、当社は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。
2. 契約者は、本サービスを提供する当社以外の事業者(当社が別に定める者に限ります。以下この条において同じとします。)の規約等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた当該事業者の債権を譲り受け、当社が請求することをあらかじめ承認するものとします。この場合、本サービスを提供する事業者および当社は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。
3. 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する本サービスの料金とみなして取り扱います。
4. 契約者は、契約者が前条の定めにより当社が譲り受けた債権に係る債務を当社が定める支払期日までに支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、本条1項の定めにより同条に定める事業者に譲渡することとなった場合は、その事業者を支払わないときとします。)は、当社がその料金の支払いがない旨等を、当社に債権を譲り渡した事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

第7章 保守

第30条(当社の維持責任)

当社は、電気通信設備(当社の設置したものに限ります。)を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

第31条(契約者の維持責任)

契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準および技術的条件に適合するよう維持していただきます。

第32条(契約者の切分責任)

1. 契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備が利用回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
2. 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、本サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
3. 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社または特定事業者の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額の加算額とします。

第33条(修理または復旧の順位)

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障または滅失した場合には、その全部を修理または復旧することができないときは、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、または復旧します。

順位	機関名
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 新聞社、放送事業者および通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国または地方公共団体の機関との契約に係るもの (第1順位となるものを除きます)
3	第1順位および第2順位に該当しないもの

第8章 損害賠償

第34条(責任の制限)

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、契約者の料金減額請求に応じます。
2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
3. 当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の定めは適用しません。

第35条(免責)

1. 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の責めによらない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
2. 当社は、約款等の変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更(以下、この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。ただし、端末設備等の接続の技術的条件(以下、この条において「技術的条件」といいます。)の定めの変更(当社に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の定めの変更を含みます。)により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した定めに係る部分に限り負担します。

第36条(通信速度の非保証)

当社は、本サービスの通信速度につきいかなる保証も行いません。契約者は、当社が定める本サービスの通信速度が最高時のものであり、接続状

況、契約者が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを了承するものとします。

第9章 雑則

第37条(反社会的勢力に対する表明保証)

1. 契約者は、本サービス利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力(以下、総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。
2. 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなくサービス利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 反社会的勢力に属していること。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること。
 - (3) 反社会的勢力を利用していること。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること。
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと。
3. 前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第38条(承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第39条(利用に係る契約者の義務)

1. 契約者は、次のことを守っていただきます。
 - (1) 当社が本サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際してその電気通信設備を保護する必要があるときまたは自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。なお、この場合はすみやかに当社へ通知していただきます。
 - (2) 通信の伝送に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が本サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (4) 当社が本サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
2. 契約者は、前項の定め違反して電気通信設備を亡失し、またはき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第40条(契約者回線等の設置場所の提供等)

契約者からの契約者回線等および端末設備の設置場所の提供等については、契約者からの契約者回線等および端末設備の設置場所の提供等については、次のとおりとします。

- (1) 契約者回線等の終端にある構内(これに準ずる区域内を含みます。)または建物内において、当社が契約者回線等および端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が本サービス利用契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線等の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)または建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその設備を設置していただきます。

第41条(技術的事項)

本サービスにおける基本的な技術的事項は当社が別に定める所によります。

第42条(法令に定める事項)

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第43条(閲覧)

約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第44条(付加機能)

当社は、契約者から請求があったときは別に定めるところにより、付加機能を提供します。ただし、付加機能の提供が技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等、当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

第45条(本サービスに付随するサービス)

当社が別途定める本サービスに付随して当社または他社が無償で提供する他のサービス(以下、「付随サービス」といいます。)を利用する契約者は、本サービス利用契約が終了した後も、付随サービスの提供を受けることを希望する場合、付随サービスを提供する当社または他社が別途定める対価を支払うことに同意するものとします。

第46条(契約者に係る情報の利用)

当社は、契約者に係る氏名もしくは名称、契約者連絡先電話番号、住所もしくは居住または請求書の送付先等の情報を、当社または当社が指定する事業者(以下、「指定事業者」といいます。)のサービスに係る契約の申し込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求、その他、当社、指定事業者の契約約款等の定めに係る業務の遂行上必要な範囲(契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。)で利用します。

第47条(サービスの変更または廃止)

1. 当社は、当社または特定事業者の事由等により、本サービスの全部、または一部を変更または廃止することがあります。
2. 当社は、前項の定めにより本サービスを変更または廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。

第48条(サービスの開始時期の変更)

当社は、当社独自の基準で契約者の申込内容を審査し、契約の開始日を変更することができるものとします。

第49条(転用)

1. フレッツ光利用者は、当社に転用を請求することができます。
2. 当社は、フレッツ光利用者から転用の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾するものとします。
 - (1) 第7条(契約申し込みの承諾)第2項各号のいずれかに該当するとき。
 - (2) 特定事業者が承諾しないとき。
 - (3) その他、当社が適当ではないと判断したとき。
3. 契約者は、本サービスへの転用後、現に利用している本サービスからフレッツ光または他事業者のひかりコラボレーションモデルサービスへの再移行ができないことをあらかじめ承諾するものとします。
4. 契約者は、本サービスへの転用時点または本サービスの解約時において、契約者が特定事業者に対し負担すべき費用が存在することにより、特定事業者から当社への請求が行われた場合、当該費用を当社が指定する方法により契約者が当社に支払うことをあらかじめ承諾するものとします。

第10章 その他

第50条(支払証明書等の発行)

1. 当社は、契約者等から請求があったときは、当社が本サービスに係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、本サービスおよび付帯サービスの料金その他の債務(本規約の定めにより、支払いを要することとなった料金、工事に関する費用または割増金等の料金以外の債務をいいます)が既に当社に支払われた旨の証明書(以下、「支払証明書」といいます。)を発行します。
2. 契約者等は、前項の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、別紙1料金表に定める手数料および郵送料等の支払いを要します。
3. 契約者は、当社が第1項の取扱いを行うことについて同意していただきます。

付則:令和5年6月1日制定

【別紙 1】料金表及び料金表の通則

第 1 条(料金の計算方法等)

- 1.本サービスの料金および工事に関する費用は、この本サービス料金表(以下、「料金表」といいます。)に定めるほか、当社が別に定めるところによります。
- 2.当社は、契約者がその本サービス利用契約に基づき支払う利用料金を料金月(1の暦月の起算日(当社が本サービス利用契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます)から次の暦月の起算日の前日までの期間をいいます(以下同じとします))に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
- 3.当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項に定める料金月の起算日を変更することがあります。

第 2 条(端数処理)

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。

第 3 条(料金等の支払い)

契約者は、料金および工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等を通じ、支払期日の到来する順序に従って支払うものとします。

第 4 条(料金の一括後払い)

当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2 ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

第 5 条(前受金)

当社は、当社が請求することとなる料金または工事に関する費用について、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。尚、前受金には利息を付さないこととします。

第 6 条(消費税相当額の加算)

この約款の定めにより料金表に定める料金および工事に関する費用等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

※1. 本条において、この料金表に定める額とされているものは、税込価格(消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします)によるものとします。

※2. この約款の定めにより支払いを要することとなった料金または工事に関する費用については、消費税相当額に定める額に基づき計算した額と異なる場合があります。

第 7 条(料金等の臨時減免)

当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この約款の定めにかかわらず、臨時に、その料金または工事に関する費用を減免することがあります。

料金表

月額利用料(税込)

契約プラン(2年更新)	月額利用料
NP光クロス東/西	6,820 円/7,315 円
NP光ファミリー	6,050円
NP光マンション	4,785円
NP光ひかり電話ネクスト	4,015 円

※ ご契約様からの解約申し出がない場合は 24 ヶ月ごとに自動的に契約更新されます。更新月 24 ヶ月目となり、それ以外の期間での解約の際は途中解約と見なし、解約金が発生いたします。

解約違約金(税込)

プラン(2年更新)	期間	金額
N プラン光 クロス東/西	2 年	6,820 円/7,315 円
NP光ファミリー	2 年	6,050円
NP光 マンション	2 年	4,785円
NP光ひかり電話ネクスト	2 年	4,015 円

※ 解約違約金明細書の発行をご希望される場合は、3,300円(税込)が別途必要になります。

機器使用月額利用料(税込)

機器使用月額利用料(税込)

工事費(税込)

工事種別		工事費
新規開通工事費	屋内配線新設	19,800 円
	屋内配線既設再利用	8,360 円
	派遣工事無し	2,200 円
移転工事費	屋内配線新設	19,800 円
	屋内配線既設再利用	8,360 円
	派遣工事無し	2,200 円

※ 契約者の状況によっては、工事費が異なる場合があります。

※ 土日祝日、時刻指定、夜間、深夜、年末年始に工事を実施する場合は別途工事費を加算してご請求いたします。

※ 工事担当者派遣の有無については、当社にて判断いたします。

初回契約事務手数料(税込)

初回契約事務手数料	新規	3,300 円
	転用	3,300 円

決済手数料(税込)

支払方法	クレジットカード	口座振替	窓口払い	振込み
決済手数料	0 円	220 円	330 円	※1

※ 1 やむを得ない理由により振込により支払う場合は、振込手数料は契約者が支払うものとします。

※ 請求費用の確認は当社WEB サイトにて契約者ご自身で確認ができます。

オプションサービス料金表

月額利用料(税込)

オプションサービス名	月額利用料
NP光セキュリティ	1,078円
NP光データ復旧サービス	880 円
NP光お財布サポート by えらべる倶楽部	880 円
NP光BOX	1078 円
NP光FC クラブ	880 円
NP光プレミアムサポート	1,430 円
NP光コンシェル	880 円

※無料期間は最大 2 ヶ月無料となります。

※解約規約金はございません。

付則:令和5年 6 月1日制定